

# 平成19年度トレーサビリティ・システム普及啓発活動 の募集について(募集要領)

## 1. 事業の趣旨

食品に関する問題(食中毒等)は毎年発生しており、また、食品回収の件数も増えています。このような中で、生産・製造・流通各段階における事業者それぞれが対象食品を特定した迅速な回収や原因の速やかな特定等が可能となるトレーサビリティの確立に取り組む必要があります。

本事業は、これらに取り組む団体の活動を支援するものです。

## 2. 支援の対象となる活動

支援の対象となる活動は、以下の事業とします。

なお、消費者団体にあつては、トレーサビリティに関するセミナー、講演会等の開催を対象とします。

生産者・食品関連事業者等を対象とするトレーサビリティの普及啓発を目的とした説明会や講習会の開催

チェーントレーサビリティを確立するための、生産者・食品関連事業者等によるトレーサビリティ導入検討会等の開催

その他上記趣旨に沿った活動

(これらに加えて、HACCP、GAP、ISO22000、地域ブランドの確立等に関する内容を含めることも可能です。)

注：1)当該活動に関して、官公庁または他の団体等から既に支援を受けている、または受ける予定のある場合は、支援の対象とはなりません。

2)情報関連機器の購入等のハード整備は支援の対象とはなりません。

## 3. 申請対象団体

本事業に応募できる団体は、以下のとおりとします。

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づき設立された組合並びに農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林協同組合法の

規定に基づき設立された組合

農地法の規定に基づく農業生産法人

生活協同組合法の規定に基づき設立された法人

地方食品産業協議会

特定非営利活動促進法の規定に基づき設立された法人

上記の ~ 以外の者であって、食品製造業者、外食事業者、食品卸売業者、食品小売業者、消費者及び地域農水産物の生産者等が主たる構成員となっている団体であって、(社)農協流通研究所理事長が認める団体

#### 4. 支援額及び対象経費

1 団体当たりの支援額は、150万円を上限とします。

支援対象経費は、以下のものとします。なお、一部を自己負担で実施することも可能です。

会議費(会場費、会議出席のための旅費等)

講師経費(謝金、旅費・宿泊費等)

パンフレット、チラシ等の印刷費

調査等旅費

資料購入費

消耗品費(事業を実施するための消耗品購入に要する経費)

その他(実施において特に必要と農協流通研究所が認める経費)

#### 5. 応募と採択の手続き

##### (1) 応募方法

別紙様式「トレーサビリティ・システム普及啓発活動支援事業申請書」に必要事項を記入の上、平成19年6月8日(金)(必着)までに下記事務所宛に郵便等で1部提出して下さい。

また、正式な申請書に加え、電子データ(Word形式)としてもご提出下さい。

なお、事前相談を受け付けます。

##### (2) 実施する団体の選考方法

支援対象団体及び支援額は、選定委員会において事業内容や地域のバランス、過去の事業実績等を考慮して審査の上、決定します。なお、支援金の支払いは、原則として事業終了後となります。

##### (3) 採択の決定・業務請負契約の締結・業務の完了

採択決定は、6月下旬を予定しています。

支援対象団体は、業務請負契約締結後から平成20年3月10日までの間に普及啓発活動を実施していただきます。また、事業実施中、必要に応じて中間報告書の提出をお願いする予定です。

本事業は農協流通研究所が支援対象団体と協力して行うものであり、実施にあたっては農協流通研究所と業務請負契約を締結していただきます。

## 6. 事業の報告

事業実施団体は、平成20年3月20日までに、実績報告書及び関連資料(パンフレット等)とともに、本事業に要した経費の領収書の写しを提出していただきます。

実績報告書では、トレーサビリティの普及等についてどれだけの効果が認められたかについてもご報告いただきます。

## 7. その他

本支援事業は、平成19年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業(農林水産省補助事業)の中で行うものです。

公募にあたって申請書等に記載された申請者の個人情報等は、本事業の実施以外には使用致しません。

### 【問い合わせ先及び書類提出先】

(社)農協流通研究所 調査研究部 担当：木村、種市

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-9(宮前ビル)

Tel : 03(5643)3669 Fax : 03(5643)3688

E-mail : kimura\_aki@nrk.or.jp

### 【問い合わせ先】

北海道農政事務所消費生活課・・・	011-642-5474
東北農政局消費生活課・・・	022-221-6093
関東農政局消費生活課・・・	048-740-0096
北陸農政局消費生活課・・・	076-232-4227
東海農政局消費生活課・・・	052-223-4651
近畿農政局消費生活課・・・	075-414-9771
中国四国農政局消費生活課・・・	086-224-9428
九州農政局消費生活課・・・	096-353-7625
沖縄総合事務局消費・安全課・・・	098-866-0156